○山形大学図書館規程

平成22年4月1日
改正　平成26年3月26日
平成28年3月9日
平成29年5月18日
令和2年3月18日
令和4年9月28日

（趣旨）

第1条　この規程は，国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第32条第2項の規定に基づき，山形大学（以下「本学」という。）に置く図書館について必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第2条　図書館は，学術情報の収集，整理，保存及び提供を行い，本学の教育研究の支援に資するとともに，広く学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。

2　図書館は，図書館の目的を達成するために必要な業務を行う。

（館長）

第3条　図書館に，館長を置き，学術研究院に所属する専任の教授又は准教授の中から，当該図書館の所在するキャンパスのキャンパス長（中央図書館にあっては，山形大学学術基盤機構長）が任命する。

2　中央図書館長は，図書館の管理運営を統括する。

3　中央図書館長の任期は2年とし，再任を妨げない。

4　前項以外の館長の任期については，当該図書館の所在するキャンパスのキャンパス長が定める。

（運営）

第4条　図書館の運営事項に関する重要事項は，山形大学学術基盤機構運営会議で審議する。

第5条　図書館に関し，専門的事項は図書館運営会議で審議する。

（連携）

第6条　各図書館は，連携・協力して，業務を行う。

（事務）

第7条　図書館に関し，全学に係る企画事項等については，研究情報部において遂行する。

（その他）

第8条　この規程に定めるもののほか，図書館に関し必要な事項は，当該キャンパス（中央図書館にあっては，山形大学学術基盤機構）が定める。

附　則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月26日）

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月9日)

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成29年5月18日)

この規程は，平成29年5月18日から施行し，平成29年4月1日から適用する。

附　則(令和2年3月18日)

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和4年9月28日)

1　この規程は，令和4年10月1日から施行する。

2　山形大学小白川図書館規程は，廃止する。